

随想「甘え」が日本を滅ぼす

どうすれば強い日本を作れるのか

弁護士 金子博人

第49回 日本のマスコミは「特定秘密」に迫れるのか

1. 本当の秘密は「特定秘密」にもならない

昨年12月、大きな反対の声を押し切って特定秘密保護法ができた。確かにこの法律には問題点も多いが、むしろ深刻なのは、日本の役所では、本当の秘密は特定秘密に指定されることもないということである。

日本の役所は明治の昔から、①記録は残さない、②秘密は無いことにするか廃棄する、という「隠匿体質」で徹底している。「特定秘密」などというが、これに指定されるのは本当の秘密でなく、本当の秘密をカバーする二級の秘密に過ぎないのである。

役所のこの隠匿体質は骨の髄までしみついた習性である。実は、日本では公文書を管理する基本的な法律はなかった。各省庁で職員が勝手に判断して管理し、勝手に廃棄してきたのだ。その結果、07年に発覚した社会保険庁の年金記録廃棄では、5000万人分の年金記録が廃棄され、いまだに2000万人分が行方不明のままである。国民の老後の生活を支える年金記録さえ平気で廃棄するのだ。

さすがにこの事件を契機に公文書管理法が成立した。2009年7月のことである。しかしこれは、後述する通りとんでもないザル法である。

11年3月、福島第一原発事故が起きた。その時、事故対策の司令塔となった政府の原子力災害対策本部では議事録を全く残していなかった。事務局を務める保安院がさぼったのでなく、日本の役所としてはごく普

通のことであり、公文書管理法でも記録義務は課していない。

近代国家では、国家の重大な事態にどう対処したか、国民に対してさらには歴史に対して責任をとるため記録を残そうとする。しかし、日本の役所は全く逆で、保安院に限らず、重大なことほど国民の目から隠ししようとする。「未熟な国民に、後からそれをみられて、未熟な対応をされては困る」というわけである。

その後、アメリカの情報公開法によりアメリカ政府の原子力災害対策本部が事故直後から詳細に記録していたことが判明してしまった。そこには、日本の政府や東電、対策本部でのやり取りが秒単位で記録されており、燃料棒の溶解のシミュレーションまで詳細に記録されていた。

日米の記録に対する姿勢の違いが歴然としてしまったが、民主主義国では、アメリカ型が当然である。その時の対策の是非は、後に国民が判断すべきであるし、その後の対策のための重要な資料となるべきだというのが民主主義国の常識である。

昨年の特定秘密保護法成立と並行して国家安全保障会議（日本版NSC）設置法が成立したが、そこでは議事録の作成が義務づけられていなかった。これもミステイクでなく、官僚としては国家の安全に関する会議のような重要会議では初めから議事録を作らないのが当たり前なのである。さすがに批判が出て議事録を作るよう付帯決議がなされたが、事務局がどこまで記録に残すか全く期待できない。

原発の事故といえば最近のことで

あるが、実は福島第一原発の事故前に、全電源喪失に関する情報が米国から届いていたことが明らかになった。これは原発には常に全電源喪失のリスクがつきまとうとして米国が自国の原発に義務付けた対策であり、事前準備として、持ち運びのできるバッテリーの配備、ベント弁や炉心冷却装置の手动操作の手順、手順書の整備や訓練などが詳細に記載されていた。しかし、これを受けた保安院は原子力委員会や電力会社に伝えず、閲覧資格を幹部ら数人に限定して隠匿した。この情報があれば福島第一原発で活用し、被害を大幅に縮小できたはずだ。しかし日本の官僚は徹底的に隠匿したのだ。「未熟な国民がこれを知ったら無用な混乱が起ころ」というのが彼らの論理である。

2. 公文書管理法という、とんでもない「ザル法」

社会保険庁の年金記録廃棄事件を契機に公文書管理法がやつと成立したことは今述べた。しかし同法も典型的な「ザル法」である。情報の管理は政令で定めることになっているが、その政令は但し書きばかりで、結局、秘密は各省庁でいかようにも扱うことができるのだ。

保存期間が過ぎると国立公文書館等に移管するか廃棄することになっているが、この基準が不明確である。それだけではない。「廃棄する時には、あらかじめ内閣総理大臣と協議し、その同意を得なければならぬ」（第8条）とあるが、内閣総理大臣が個別チェックをすることは不可能

である。

個別チェックは、それを可能とする
 チェックシステムを設置しなければ
 システムを制度化する意思があるわ
 けないし、国会議員には、その必要
 性に気づく能力も無い。その結果、
 公文書の廃棄はその後も変わるこ
 となく、日常的になされている。そ
 どころか、本当の秘密は前述のと
 おり記録に残さないし、あっても廃
 棄し、結局行政書ファイルにも入
 らないのだ。つまり、本当の秘密
 は「特定秘密」に指定されること
 なのだ。

また、行政情報を国立公文書館等
 に移管するにあたっては、行政機
 関の長は法文上利用制限を付すこ
 が可能だし、制限を付すかどうかの
 基準はないので利用制限は役所の
 都合で勝手に付すことができ、その
 結果隠匿は野放し状態となっている。

さらに公文書管理法には、実はと
 んでもない「抜け穴」が仕組ま
 れている。というのは、その第3条
 に、「公文書等の管理については、
 法律又はこれに基づく命令に特別
 の定めがある場合を除くほか、この
 法律の定めによる」という、目立
 たない条項がある。これにより、
 そもそも防衛に関する情報は防衛
 関連法令により全面的に対象外と
 なっているのだ。つまり、防衛省
 や自衛隊に関する情報は、隠匿も
 廃棄も全く自由なのである。

防衛省の内規では保存期間は1
 件ごとに異なり、1年未満から30
 年（延長可能）となっているが、
 実際にも、自衛隊に関する機密の
 うち秘

密指定解除後も、国立公文書館
 に移管された文書は未だ一件も
 無いという。

3. アメリカの現状と日本の情報公開法の限界

アメリカでは、機密資料は発行
 日の25年後に審査を経て一般公
 開され、インターネットでもアクセ
 スが可能になる。30年経つと政
 府の業務資料はアメリカ国立公
 文書記録管理局（NARA）に移
 され、一般公開される。

また25年経過前であっても、
 非公開資料に対し公開請求する
 と、諸機関安全保障上訴委員会
 （ISCAP）が審査し、審査結果
 により機密解除をすることもよく
 あるし、政府機関調査も行うと
 いう。また、NARAでは、未整
 理状態でも機密指定を外されば、
 大まかに分類して未整理状態
 で閲覧ができるという。

とはいえ、米国でも国家の安全・
 個人のプライバシーの公開は慎
 重だし、兵器開発の研究書類、
 開発研究者リストや、原子力発
 電所・ダム・橋などの設計図は
 閲覧不能である。しかし、米
 国では、情報公開法が徹底的に
 活用され、非公開情報の範囲を
 常に極小化しようとする。国民
 からの強いエネルギーがある。
 これにより閲覧不能の範囲を常
 に圧縮し、国民の知る権利を確
 保している。他方日本では、こ
 の姿は全く見ることができない。

日本でも、「行政情報公開法」
 が一応存在する（02年4月施行）。
 しかし、第5条で、開示の例外を
 幅広く規定している。その例外
 は、個人

(1) や会社情報 (2) のほかでは、
 (3) 国の安全、諸外国との信頼
 関係を害する情報、(4) 公共の
 安全、秩序維持に支障を及ぼす
 情報、(5) 審議・検討などに関
 する情報で、意思決定の中立性を
 不当に害する、不当に国民の間
 に混乱を生じさせる恐れがある
 情報、(6) 行政機関の事務・事
 業の適正な遂行に支障を及ぼ
 す情報、である。

これをみれば、特定秘密保護法
 よりも、はるかに広く、おおよ
 びである。つまり、特定秘密保
 護法でいにくく絞つても、公開
 請求の対象がこの様に大幅に制
 限されているのは、秘密情報に
 近付くことさえ出来ないのでは
 ない。

4. 日本のマスコミには情報に迫る意欲も無い

日本のマスコミは特定秘密法案
 で、これは国民の知る権利を害
 するといつて、大反対をし、国民
 を煽りたてた。しかし、いま見
 たとおり、本当の秘密は特定秘
 密にされることなく隠匿、廃棄
 されるし、秘密をいくらか精密
 かつ明確にしたところで、「行政
 情報公開法」の例外規定が余
 りに広く、情報に対して、はる
 か手前までアクセス不能になっ
 ている。つまり、国民に知る権
 利を守るためには、特定秘密保
 護法の前に、公文書管理と情報
 公開法を整備する必要があるの
 だ。しかし、マスコミはこれ
 には全く無頓着である。

ではなぜ特定秘密保護法にだけ
 あれほどマスコミは大反対した
 のだろうか。その理由は、本稿
 の先月号を読んでいただいた方
 には明らかである。

ある。日本のマスコミ記者は、
 記者クラブでの発表に頼り、そ
 れ以外の情報は、官僚や政治家
 と親密に付き合うことにより、
 そこから漏れてくる情報を特
 ダネとしている。つまり、特定
 秘密法は、付き合つて漏らして
 もらうという、彼らが頼りにし
 ている伝統的手法を極めてやり
 にくくするからなのだ。

もし、ジャーナリスとして調査
 報道に少しでも努力すれば、行
 政情報公開法のほうがはるかに
 深刻であることに気づき、公文
 書管理のずさんさにも、すぐ
 気づくはずなのだ。

ここで前回と同じ皮肉を言いた
 くなった。「特定情報保護法に
 対し、マスコミは一応反対のポ
 ーズをとっている。しかし、本
 音ではこの法律を歓迎しては
 ないのではないか。これを真相
 に近づかないエクスキューズ
 に使えるからだ」と。

これでは憲法は、「気がついたら
 明治憲法になっていた」という
 ことになりかねない。



金子博人
 (かねこひろひと)

金子博人 法律事務所。弁護士。早稲田大学
 法学部卒業。同大学院修士課程（商法）終了。
 1977年4月弁護士開業。国際旅行法学会
 (IFTA) 会員。大東文化大学法科大学
 院、日本大学法科大学院講師。市場取引監視
 委員会委員（東京工業品取引所）。日本フ
 ァイリアルティ投資法人執行役員。



金子博人法律事務所

〒104-0061 東京都中央区銀座8丁目10番4号 和孝銀座8丁目ビル7階

<http://www.kaneko-law-office.jp>

掲載内容の無断転載・転用を固く禁じます。